

湖国風景づくり宣言

ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン



びわ湖

目 次

湖国風景づくり宣言	1
-----------	---

3

第1章 湖国風景づくり宣言の背景と目的

背景	3
目的	5
位置づけ	6

第2章 湖国の風景特性

【基本的構造】－ひろがりをつなぐりの風景－	7
-----------------------	---

【滋賀県の特徴ある風景】

1 ひろがりの風景	8
● 琵琶湖の風景	
● 水辺の風景	
● 山並みの風景	
● 田園の風景	
2 つなぐりの風景	14
● 歴史街道の風景	
● 沿道の風景	
● 河川の風景	
3 地域らしさの風景	18
● 集落の風景	
● 里地・里山の風景	
● まちの風景	
● 歴史の風景	
● 四季の風景	
● 祭りの風景	
● いとなみの風景	

第3章 風景づくりの理念と基本目標

1 理念	23
2 基本目標	23

- ひろがりの風景づくり
- つなぐりの風景づくり
- 地域らしさの風景づくり
- 風景を守り育てるひとづくり

第4章 風景づくりの主体と役割 26

- 1 県民の役割 27
- 2 市町の役割 28
- 3 県の役割 28

第5章 湖国風景づくり宣言の実現に向けて 29

- 1 県民と行政との協働 29
- 2 県民相互の連携 29
- 3 住民相互の連携 29
- 4 景観行政団体の関係 30
- 5 風景づくりへの意識の向上 30
- 6 公共事業の率先した取り組み 30

湖国風景づくり宣言

わたしたちの母なる琵琶湖は、約400万年の歴史を有する世界でも数少ない古代湖の一つであり、琵琶湖にしかない固有種をはじめ、数多くの生物が生息する生態系の宝庫でもあります。この琵琶湖の畔では、古くから人々が生活をいとなみ、琵琶湖の豊かな恵みを楽しんできました。また、湖国は多くの歴史街道を有し、人と物資、情報の交流の要衝として栄えてきました。このため旧街道に連なる家並み、近江商人の屋敷群、社寺や庭園の歴史風景などのほか、実り豊かな田園と落ち着いたたたずまいが一体となった集落の風景などが見られるように、人々は豊かな自然と向き合い、緑なす山々に抱かれた雄大な琵琶湖と肥沃な大地を舞台に、水と緑が織りなす悠久の自然と人々の生活が溶け込んだ湖国ならではの風景を築きあげてきました。

これらの風景は、わたしたちにこころのよりどころと安らぎを与え、ふるさととしての愛着を育んでくれたものであり、先人が守り育てわたしたちに伝えてきてくれた滋賀の貴重な資産であるとともに、未来からのあずかりものです。

しかしながら、都市化と近代化の中で、ともすれば経済性や機能性を追い求めるあまり、湖国の風景は変貌し、ふるさとのよさが失われつつあります。

このため、滋賀県では、昭和59年(1984年)に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」(以下「風景条例」という。)を制定し、全国に先駆けて、水と緑と人々の生活によって培われた湖国の風景を保全し、修復し、創造する取り組みを進めてきました。

また、全国的にも風景づくりへの取り組みが進む中、平成16年(2004年)には景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、風景づくりへの新たな枠組みが示されました。

いまこそわたしたちは、これまで風景条例で培った風景づくりへの取り組みをさらに一層充実させ、県民、市町、県が協働して、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぐことを決意し、ここに「湖国風景づくり」を宣言します。

宣言

わたしたちは、自然と歴史と人々の生活に培われた湖国ならではの風景を守ります。

わたしたちは、魅力的な風景を再発見し、蘇らせ、慈しみ、大切に育てます。

わたしたちは、広域的で一体的な風景を守り育てるため、地域の風景をつなぎます。

わたしたちは、歴史や地域性を活かして、その場所にふさわしい新たな風景を創ります。

わたしたちは、参画と協働の精神で、それぞれの役割と責任を担います。

わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を次代の人々に伝えます。



第1章 湖国風景づくり宣言の背景と目的

背景

滋賀県では琵琶湖を中心に、美しく潤いのある湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくため、昭和59年7月14日に「風景条例」を制定し、今日まで景観形成に向けた様々な取組を進めてきたところです。

これまでに、琵琶湖とその周辺を「琵琶湖景観形成地域」に指定するとともに、主要な3路線と5河川を「沿道景観形成地区」および「河川景観形成地区」として指定を行い、建築物の形態や色彩、緑化などについて指導、助言を行ってきました。この間の届出総件数は約5,500件ののぼり、当初は風景条例の定める基準に整合しない届出内容に対する指導の割合が8割にも達していましたが、風景条例の認知とともにまわりの風景への関心の高まりにより、今日では1割前後となりました。また、高さ13m以上の大規模建築物等の新增改築時については、県土全域を対象に届け出を義務づけ、基準に合わせて指導、助言を行っています。さらには自治会や町内会を対象に、建物の形態や色彩、敷地の緑化などについてお互いに取り決めを結んでいただく「近隣景観形成協定」については、平成18年3月現在で締結地区数が78地区にのぼっています。

このように風景条例に基づく取り組みは、琵琶湖周辺や主要道路・河川など、ひろがりをつながりのある湖国ならではの風景づくりに大きな役割を果たすとともに、県民や事業者の方々の間にも湖国の風景を守り育てようとする意識が相当高まってきたものと考えられます。

このような成果を踏まえ、さらに一層の湖国の風景づくりを進めるためには、県民、市町、県が参画と協働の精神でそれぞれの役割と責任を果たすことや湖国ならではの風景づくりを継承するとともに、地域の特性や個性を活かして、それぞれの地域の風景を守り育て、創りだすことが求められています。

一方、国においては、全国各地で500以上もの景観に関する自主条例が制定されるなど、良好な景観の形成に向けた取り組みが進められてきたことを背景に、美しくて風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、「景観法」が制定されました。

「景観法」は、これまでの地方自治体の取り組みに法的な位置づけを与えるとともに、良好な景観を形成するため一定の強制力を含めた様々な仕組みを備えた法律で地方自治体の取り組みを促進することが目的となっています。

しかし「景観法」では、各自治体が景観行政団体となることによりそれぞれの区域の特色ある景観形成を図る仕組みとなっており、市町村の区域を越えた広域的な景観形成の推進については特段の枠組みが存在しません。

全国に例をみない、県全域が一つのまとまりある風景を形づくっている、湖国ならではのひろがりつつながりのある風景を守り育てるため、広域的な観点からの風景づくりの取り組みを行っていくことが求められています。

こうしたことから、平成16年12月に、「景観法の制定を受けての風景条例のあり方」および平成17年1月に「景観法の活用方策に関する基本的な考え方」について、滋賀県知事から滋賀県景観審議会および滋賀県都市計画審議会に諮問が行われ、平成17年4月に両審議会より、「県および市町の協働のもと、街道や湖岸、田園、都市などにおける景観形成の基本的な方向性を明らかにしたマスタープランを策定し、県全体として琵琶湖を中心とした豊かな景観形成に向けた取り組みを進めていくことが重要である。」との合同答申を受けたところです。

こうした背景を踏まえ、これまで風景条例で培った風景づくりへの取り組みをさらに一層充実させ、県民、市町、県が協働して、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぐため、「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン—」を策定します。

● 「風景」と「景観」について

風景や景観という言葉はほぼ同じ意味で使われていますが、景観は道路や建物などの比較的狭い範囲を対象とした計画や規制に用いられ、風景はより広い範囲を対象とするときに用いられています。また、景観は視覚に映る実態を客観的に捉えるのに対し、風景は土地や全体の様子を主観的、情緒的に捉えるものです。

「風景条例」では、より良くより美しくと願う県民の心情を表しているものとして風景という言葉を使っていることから、湖国風景づくり宣言でも風景という言葉を使っています。



目的

風景条例においては、主として広域的な観点から、県が主体となって県土全体で調和のとれた風景づくりを推進するための枠組みが整えられていますが、景観法においては、こうした広域的な観点からは、県や各市町それぞれの取り組み相互の連携を図るための特段の枠組みは用意されていません。

しかしながら、本県においては、美しい琵琶湖、そのまわりに広がる田園、これを取りまく山々、その中に点在するまちや集落の落ちついたたたずまいや多数の歴史的文化遺産など、琵琶湖を中心として、県全域が一つのまとまったひろがりつつながりのある風景が形づくられています。

こうした県土全体で調和のとれた風景づくりに向けた取り組みは今後とも強力に押し進めていくことが極めて重要であり、県や各市町それぞれの取り組み相互の連携・協力を進めていくことが必要です。

また、風景づくりに向けた取り組みが十分な成果を上げるためには、それぞれの地域の住民の理解と協力を得つつ、地域ごとの特色を活かした取り組みを推進することが必要です。

こうしたひろがりともまとまりのある風景を守り育てるとともに、地域の特色ある風景づくりを推進するため、「湖国風景づくり宣言」の目的を次のとおり定めます。

- 「湖国風景づくり宣言」は、ひろがりつつながりのある湖国ならではの風景を守り育てるための基本的な方向を示します。
- 「湖国風景づくり宣言」は、地域の特色ある風景づくりを推進するとともに、市町間での調和の取れた風景づくりの基本的な方向を示します。

このことから、県民、市町、県が協働して、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぎます。

位置づけ

これまで滋賀県では風景条例に基づいて、県土全体の目指すべき景観像を明らかにするとともに、県および県民等が実施する景観形成に関する施策等の指針となるべき「景観指針」を定め、広域的な景観形成を進めてきたところですが、この「景観指針」をさらに一歩進めた「湖国風景づくり宣言」として策定し、県民、市町、県が協働して琵琶湖を中心とした豊かな風景づくりに向けた取り組みを進めます。

また、景観法の制定に伴い、これまでの風景条例に基づく取り組みをさらに一層推進することが重要であり、景観法の活用とともに風景条例を見直し、景観法の委任条例も含めた新たな条例として制定することが必要となります。

このことから、「湖国風景づくり宣言」は、現在の風景条例の「景観指針」として位置づけますが、新たな条例の制定に際しては改めて位置づけを行います。

なお、景観行政団体となった市町の区域については、景観法に基づき市町が創意工夫を行いながら地域の特色ある風景づくりの取り組みを推進することになります。また、琵琶湖を中心とした豊かな風景づくりをより強力に進めるためには、景観行政団体となった市町が広域的な観点から風景づくりに取り組む必要があります。

こうしたことから、湖国風景づくり宣言を次のとおり位置づけます。

- 「湖国風景づくり宣言」は、県民が風景づくりを進めるうえでの共通の理念として位置づけます。
- 県は、「湖国風景づくり宣言」を湖国の風景づくりの施策を進めるうえでのガイドラインとして活用します。
- 県および市町は、「湖国風景づくり宣言」を景観法に基づく良好な景観形成に関する計画（景観計画）を策定するときのガイドラインとして活用します。



第2章 湖国の風景特性

基本的構造

— ひろがりとつながりの風景 —

わたしたちのふるさと滋賀では、豊かな水をたたえる琵琶湖、そのまわりに広がる田園、これらを取り巻く山々、そこを舞台として形成されたまちや集落の落ち着いたたたずまい、さらには数多くの歴史的文化遺産など水と緑が織りなす悠久の自然と、そこで営々といとなまれてきた人々の生活とが水の流域系の中で密接な関係をもちながら、ひろがりにつながりのある湖国ならではの風景が形づくられてきました。

湖国を取り囲む山々から琵琶湖を見下ろすと、眼前に緑なす田園やまちなみに続いて雄大な琵琶湖がひろがり、また、湖上から周囲を見渡せば田園や市街地の向こうに、鈴鹿山脈や滋賀県の最高峰である伊吹山、比良山系の山々、比叡山等の山なみが四囲を取り囲んでいます。また、離れたの市町間においてもお互いの風景を望むことができます。このように伸びやかな風景のひろがり、県全域が一つのまとまりある風景を形づくっているところは全国に例がなく、湖国ならではの特色ある風景といえます。

また、水源から山、平野、河口へと琵琶湖に注ぐ河川の流れや、周囲に広がる田園、落ち着いたたたずまいの集落、そしてこれらと市街地を結びつける道路。また松林、峠道、一里塚、旧宿場のまちなみなどを巡る歴史街道、このようなつながりのある風景も湖国の風景を特徴づけています。

…… ひろがりとつながりの風景イメージ ……



1

ひろがりの風景

琵琶湖の風景

琵琶湖では、湖岸の風景と水面の風景、四囲の山並みの風景の三つが特に大切な風景要素となっています。湖岸では白砂青松の松原、ヨシ原、琵琶湖の水際にせまった緑多い山地湖岸、また湖面に浮かぶ竹生島や沖島が代表的な琵琶湖の原風景となっており、対岸に広がる山々が琵琶湖の美しい風景の基本的な構成です。また、湖岸から内陸部に広がる田園やその中に立ち並ぶ集落あるいは近代的なまちなみと琵琶湖とそこに住む人々のいとなみが一体となって織りなす風景となり、湖国の親しまれる風景を形づくっています。

さらに、移ろいゆく季節にも琵琶湖は様々な顔を見せ、春の湖岸の桜、夏の人々のにぎわい、秋の山々の紅葉、冬には雪の比良や群れる水鳥などがわたしたちにそれぞれの琵琶湖を楽しませてくれます。



湖西から湖北を望む琵琶湖の風景



砂浜



ヨシ原



海津大崎の岩礁



余呉湖



大津湖畔なぎさ公園



湖面の水鳥



エリ



南湖の風景

水辺の風景



琵琶湖につながる内湖や水郷は、戦中戦後の食糧増産を目的とした埋立や干拓などによりその数は減少しており、貴重な存在となっています。内湖は琵琶湖周辺の風景を構成するものとして欠かすことのできない存在であり、周辺に生育するヨシやヤナギと一体となって琵琶湖の湖岸周辺の風景を特徴づけるとともに、フナやコイなどの産卵や生息場となり、琵琶湖を特徴づける大切な生きもののすみかとなっています。また、田園と一体となった水郷地帯は、広がりのある豊かな水辺の風景となっているとともに、人々の暮らしを織り込んだ歴史ある水郷の集落の風景やまちなみを形づくっています。



西の湖



野田沼



安土・八幡の水郷



壺田内湖



乙女ヶ池



浜分沼



平 湖



松の木内湖



木浜内湖

山並みの風景

湖西では琵琶湖に比良・比叡が迫り、湖北では伊吹が美しい山容を示し、湖南では鈴鹿の山々が連なっています。これらの山々は琵琶湖の風景に無くてはならない背景となるとともに、他県と隔てた独立した湖国の風景を形成しています。また、県内の多くの場所からこれらの山々の稜線を見渡すことが出来ます。

一方、三上山や八幡山、織(きぬがさ)山などは、平野に点在する独立峰として地域のランドマークとなっています。また、これらの山々は歴史や伝説に登場する湖国の由緒ある風景となっています。



比良山



伊吹山



三上山



田園の風景

琵琶湖のまわりでは山々を背景に水田や畑が広がり、のどかな田園風景を形成しています。そこでは、人々のいとなみによって培われてきた農耕地と集落、鎮守の森などの歴史が織りなす里の風景が展開しています。そこで行われる四季の農作業は、里の風物詩として人々が育んできた風景となっています。



電王町の風景



東近江市の田園



高島市の田園

2 つながりの風景

歴史街道の風景

古来から近江は東西の拠点で、特に京へ続く道として、旧東海道、旧中山道、旧北国街道の主要な街道とともに旧若狭街道、旧御代参街道、旧北国脇往還などの街道を有し、人と物資、情報の交流の要衝として栄えてきました。今日でもこれらの歴史街道の旧宿場や松並木は当時の面影を多く残しており、往時の人々の生活を偲ばせてくれます。都市化や生活様式の変化などによりその情緒ある風景を損なわれることもありましたが、街道沿いではその歴史を大切にしまちづくりが行われており、まちなみの保全と街道風景に合わせた新たな整備も進行しています。



旧東海道土山宿



旧中山道醍井宿



旧東海道石部宿



旧中山道柏原宿



旧北国街道



沿道の風景

滋賀は日本列島の東西を、また近畿圏、中部圏、北陸圏を結ぶ交通の要衝であり、東海道新幹線や名神高速道路、北陸自動車道、国道1号、8号などの主要幹線が整備されています。またJR琵琶湖線、国道161号、307号、県道大津市能登川長浜線など近隣府県や県内の各地域を結ぶ交通網が整備され、県内の交通ネットワークが形成されています。これらの車窓や道路からの風景は、県外の方々を迎え、湖国を紹介する大きな役割を持っているとともに、県民にとっても日常的に通行する路線であり、生活上身近な風景でもあります。



湖岸道路



新幹線車窓からの風景



国道307号

河川の風景

琵琶湖を取り囲み分水嶺となっている山々から流れ出し、琵琶湖に注ぐ河川は、上流の溪谷から中流の河畔林、下流の広い河原や天井川河口の琵琶湖に突き出た三角州などつながりのある風景を形成しています。このような連続して変化する風景を見せる河川は上流域と下流域をつなぐ風景となり、水との関わりのある暮らしを織り込んだ流域の風景を形づくっています。河畔林などは生活様式の変化により手入れが届かなくなり、荒廃した竹林による洪水被害が懸念されていますが、東近江市が推進する「河辺いきものの森」事業や「愛知川河畔林の会」による河畔林管理が実践されるなど地域住民との協働による保全・管理活動が展開されています。



安曇川上流



姉川の中流



大沙川（天井川）



愛知川中流の河畔林



滋賀の河川

3

地域らしさの風景

滋賀県では琵琶湖を中心にひろがりつつながりのある風景が形づくられているとともに、それぞれの地域で特色のある風景が育まれています。

◆地域区分による風景の特性◆

湖国は、地形、行政区分、土地利用などからいくつかの区分の仕方がありますが、風景という面から南部、東部、北部、西部に区分した場合、次のような特性がみられます。

県の南部は、県内で最も都市化が進んでおり、比叡の山並みを背景に中高層建築物群や市街地が形成されています。三重県境には鈴鹿山脈が連なり、丘陵や山間部には集落や農地、里山林が立地し、茶畑が優美な曲線を描いています。また、鈴鹿に源を発する野洲川によってつくられた肥沃な沖積平野に農地が広がっています。

県の東部は、鈴鹿山脈の山々が連なり、その鈴鹿から流れ出した犬上川、愛知川などによって扇状地と沖積平野が形成され、県下で最大の平野部を有しています。この平地には島状に小山が点在し、山の麓と一体となった集落の風景がみられます。また、琵琶湖周辺は琵琶湖八景の一つ「安土・八幡の水郷」と呼ばれる優れた風景を有する水郷地帯となっています。

県の北部は、県下の最高峰である伊吹山を始めとする山々が尾根を成して連なっており、湖岸では山地の急斜面が琵琶湖に入り込み、特徴的な岩礁の風景をみせています。また、湖岸に広がるヨシ群落やそこに集まる水鳥など、多くの生物が生息する豊かな自然環境に恵まれています。山間部は日本海から吹き込む季節風による豪雪地帯でもあります。古くは東国と西国を結ぶ交通の要衝であり、古戦場や城址、旧宿場、寺社などの歴史的な風景が残されています。

県の西部は、比良、野坂山地が琵琶湖に迫っており、これらを背景とした安曇川や石田川がつくった比較的狭い平地には農林漁業を中心とした集落が点在しています。また、この地域は朽木・鶴川県立自然公園に指定されており、ブナの原生林、朽木渓谷など豊かな自然環境に恵まれています。湖岸の風光明媚な白砂青松の風景は人々に癒いとやすらぎをもたらしています。

◆自然といとなみに培われた地域の風景◆

市町域や地区あるいは集落などのそれぞれの地域には、山、川、道、集落、神社仏閣、歴史的まちなみ、旧宿場、市街地など、自然と歴史と人々の長い関のいとなみに培われたその地域ならではの風景が形づくられています。四季の移ろいや祭りあるいは生活もまた地域らしい風景となっています。



集落の風景

里山地域や田園地域に点在する集落の寺院や鎮守の森を中心にした家並みの落ち着いたたたずまいは、民家の建て方にも地域の特徴があるなど、周辺の自然とそこに暮らす人々の長い歴史の中でのいとなみによってそれぞれの地域ごとに個性と風格ある風景を形成しています。



栗東市の集落



高島市の集落



西浅井町の集落



高月町の集落



甲良町の集落



近江八幡市の集落

里地・里山の風景

湖国には、人と自然の暮らしが一体となって育んできた風景がたくさん残っており、中でも里地・里山は人と自然が調和して織りなしてきた湖国のいとなみを示す大切な風景です。この中では、水田、あぜ道、畑、集落、ため池や雑木林、松林が調和して、人も生き物も共存して暮らす風景が広がっています。また、県内に点在する棚田はその象徴となっていますが、近年、担い手の減少や高齢化により、都市住民の参画を得て棚田を維持していく新しい保全活動も生まれています。



都市住民による棚田の田植え



東近江市の里山



大津市仰木の棚田

まちの風景

都市計画制度等の活用やまちづくり事業により、魅力的なまちの風景が創出され、また、地区計画の活用や住民協定などにより良好な風景が保たれている住宅地など、個性的な都市・市街地の風景が新たな魅力を感じさせています。

また、新たに創造された美しく調和の取れたまちなみは、にぎわいと活力を感じさせるとともに、都市内の公園や道路に植栽された緑は、市民に潤いや安らぎを与える重要な要素となっています。

一方、きめ細かなまちづくりの方針が不明確であるなどのため、周囲の建物と調和がとれていない建物や屋外広告物、電柱が風景を乱しているところも見られるところです。

まちに住み、まちに活動する人々が風景に誇りを持ち、地元自治体と連携した取り組みを行うことなどにより、魅力ある美しいまちの風景が作られつつあります。



夢京橋キャッスルロード



黒壁スクエア



栗東駅前市街地

歴史の風景

歴史上数々の舞台となった湖国では、彦根や膳所などの城下町や坂本や多賀などの門前町などが形成されてきました。また近江商人の屋敷群など、当時を偲ばせるまちなみが数多く残されています。

さらに、その多くが戦国時代に端を発しているといわれる300ヶ所もの城や城跡、平安・鎌倉時代から建立された名刹・古刹が多く残されており、それぞれにその建造美とともに、周囲の自然やまちなみと一体となった風格ある風景を醸し出しています。



花しょうぶ通り



伝統的建造物群保存地区(大津市坂本)



さじき窓



近江商人屋敷



伝統的建造物群保存地区(五箇荘金堂)



門前町

四季の風景

滋賀の風景は、四季折々に様々な表情を見せてくれます。春は菜の花、桜並木、芽吹きする落葉樹の森、夏は琵琶湖のにぎやかさ、深緑の山、秋は紅葉する山々と黄金色の田園地帯、冬は雪をかぶった比良や伊吹の山々と群れ飛ぶ水鳥、一面の雪景色となる田畑などの様々な風景が、ゆったりとした時の流れの中で移り変わって行きます。

また、自然の風景だけではなく、街道やまちなみなどの風景も四季折々の装いを見せてくれるとともに、祭りやいとなみの風景は、その季節ならではの風物詩となっています。



春（菜の花と比良山）



夏（湖上のヨット）



冬（田圃の雪景色）



秋（金剛輪寺の紅葉）

祭りの風景

湖国では農作業や社寺に関係するものなど古来の伝統に基づくものや、町人文化に由来するもの、現代的なものなどさまざまな祭りや行事が行われています。それぞれが地域風土に根ざしたもので、祭りが行われる場所の風景も相まって人々に豊かな季節感や多くの感動を与えています。都市部への人口流出やライフスタイルの変化により、伝統的な祭りの担い手が少なくなっているところもありますが、祭りや行事は、人々が守り伝承してきた風景であり、地域の生活文化として受け継がれています。



左義長祭り



大津祭り



こども歌舞伎

いとなみの風景

春を告げるおいさで漁、新緑のなかでの田植えや茶摘み、溪流での水遊び、稲刈り、初詣など、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や田園のなかで、また集落やまちの中で繰り広げられる人々の生活や生産活動、さらには遊びやレジャー活動までもがそれぞれの地域の大切な風景となっています。



田植え前の代かき



茶摘み



おいさで漁



ヨシ刈り



焼き物のまち



唐骨の天日干し



第3章 風景づくりの理念と基本目標

1

理念

潤いとやすらぎのある湖国の風景は、長い歴史と多くの人々の絶え間ない努力により、守り伝えられてきました。今を生活している私たちは、この素晴らしい風景を守り、育て、創造し、あるいは修復しながら未来の人々に伝えていくため、風景づくりの理念を次のとおり定めます。

わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぎます。

2

基本目標

風景づくりの理念に基づき、基本目標を「ひろがりの風景づくり」、「つながりの風景づくり」、「地域らしさの風景づくり」および「風景を守り育てるひとづくり」とします。

ひろがりの風景づくり

滋賀の風景の大きな特色は、琵琶湖を中心として周辺にまちやむら、田園、里山、河川、山々などが渾然一体となった風景を醸し出し、ひろがりのある一つのまとまった小宇宙を形成していることです。このような湖国の風景は、離れた市町間においてもお互いを望むことができます。このひろがりの風景を守り育てていくためには、各地域単位での風景づくりとともに、県全体の広域的で一体的な視点での風景づくりを行う必要があります。また、様々な開発による自然景観の減少や農業を取り巻く環境の変化等による農地の荒廃、および都市化の進展などにより、ひろがりの風景を形づくっている要素にも変化が生じてきていることから、湖国の風景の最大の特徴であるひろがりの風景を広域的な視点で保全していくことが非常に重要です。

「ひろがりの風景づくり」を実現するため、以下の取組が求められます。

- ◆ 県民は地域の特性を生かした風景づくりに取り組むとともに、市町や県が実施するひろがりのある風景づくりに協力することが必要です。
- ◆ 市町は対岸など他市町から望まれる風景を意識し、県や他の市町と連携した取組を進めることが重要です。
- ◆ 県は湖国のひろがりのある風景づくりを進めるため、市町間の調整を行うことが重要です。

つながりの風景づくり

湖国は街道や沿道、河川など、連続することにより美しい風景が形づくられているとともに、それぞれを周遊することにより豊かな生態系をもつ自然や歴史に育まれた文化を享受することができます。

わたしたちは、連続することによって魅力的な湖国の風景を構成している、つながりの風景を守り育てます。

「つながりの風景づくり」を実現するため、以下の取り組みが求められます。

- ◆ 県民は地域の特性を生かした風景づくりに取り組むとともに、市町や県が実施するつながりのある風景づくりに協力することが必要です。
- ◆ 市町は特色ある道路や河川などの連続した風景の調和を図るため、県や他の市町と連携した取り組みを進めることが重要です。
- ◆ 県は湖国のつながりのある風景づくりを進めるため、市町間の調整を行うことが重要です。

地域らしさの風景づくり

それぞれの地域には、自然や歴史、人々のいとなみに培われた多くの個性的な風景が根づいています。しかし、歴史的なまちなみの風景や、景観上重要な建造物の減少、耕作放棄地の増加等による里地、里山の荒廃や管理の行き届かなくなった河畔林の放置など、近年の都市化の波と生活、生産様式の近代化の中で、徐々に郷土の風景が変化し、ふるさとの特色ある歴史的な風景が失われつつあります。

わたしたちは、地域の風景をひろがりにつながりのある風景の中に位置づけるとともに、自然、歴史、人々のいとなみなどに培われたそれぞれの地域の特性を活かし、個性ある風景を守り育てます。

「地域らしさの風景づくり」を実現するため、以下の取り組みが求められます。

- ◆ 県民は地域や風景に関心と愛着を持ち、地域の特性を活かした風景づくりに参画することが必要です。
- ◆ 市町は地域の特性に応じた風景づくりを進めるとともに、さらに風景づくりを進めるため景観行政団体となり、景観計画を策定することが重要です。
- ◆ 県は風景条例での取り組みをさらに推進するとともに、景観行政団体となった市町の区域以外で景観計画を策定し、市町と連携した取り組みが重要です。



風景を守り育てるひとづくり

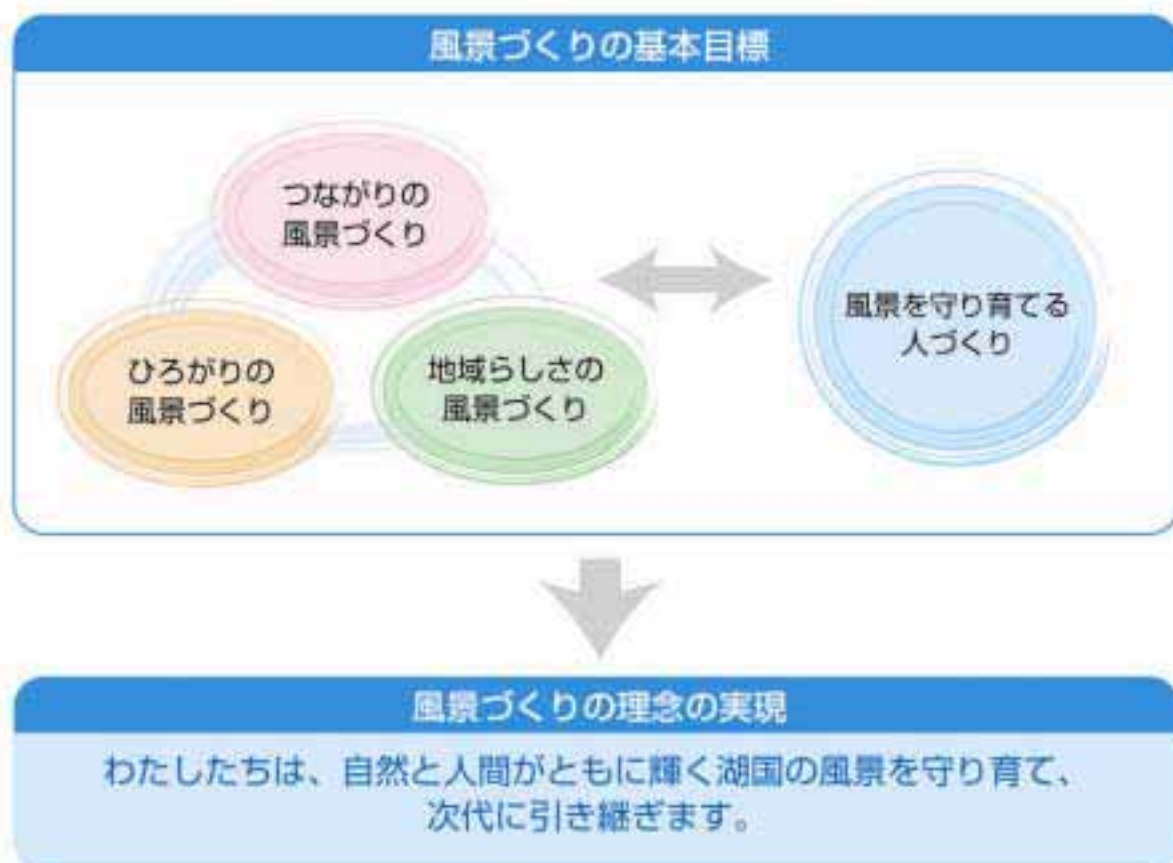
湖国の魅力ある風景を守り育て、継承していくのは、湖国に住むわたしたちです。県民、市町、県が風景づくりに関心と愛着、自覚と意欲を持ち、それぞれの立場でできること、すべきことをパートナーシップに基づく協働により実践していくことが必要です。美しい風景は人の心をなごませ、豊かな人づくりにもつながります。

風景を創っていくのはわたしたち一人ひとりの役割と認識し、先人が残してくれた、魅力ある湖国の風景を守り育て、継承していく人づくりを進めます。

「風景を守り育てるひとづくり」を実現するため、以下の取り組みが求められます。

- ◆ 県民は地域に関心と愛着を持ち、近隣景観形成協定による取り組みや美化活動など、風景づくりへの参画や協力をすることが必要です。
- ◆ 市町は地域における人材育成やネットワークの形成を推進することが重要です。
- ◆ 県は湖国の風景づくりのための人材育成やネットワークの形成を推進することが重要です。

…… 風景づくりの基本目標概念図 ……



第4章 風景づくりの主体と役割

美しい風景は放置していると損なわれることがあり、風景づくりに向けての積極的な取り組みが望まれるところです。

これまで、県民の自主的な取り組み運動として、町内会や自治会などにおける風景づくりについての自主的な取り決めである近隣景観形成協定や、協定地区の人が中心となり情報交換や現地研修を通じ、交流を深める「景観づくり草の根のつどい」の開催など住民相互の取り組みが進んでいます。さらには行政としても、このような活動に対しバックアップを図るなど、風景を守り育てる人づくりの取り組みも進んでいます。

また、八幡堀の埋立計画に対し、昔の姿を取り戻そうとする青年会議所を中心とする住民の修景保存運動にみられるように、住民の主体的な取り組みやNPO活動も注目されています。

湖国ならではのひろがりつつながりのある風景や地域らしい風景を守り育て、継承するためには、県民、市町、県とが、それぞれの持つ役割を果たしながら協働するとともに、NPOや、専門家の協力を得ながら連携して取り組むことが必要です。





1

県民の役割

美しい湖国の風景は、長い歴史の中で県民の暮らしとともにつくり、守られ、継承されてきたことにみられるように、県民一人ひとりが風景づくりを進める主役です。このため、滋賀の風景づくりにおいては、住んでいる方々や移り住まれた方々すべての県民が日々のいとなみの中で自発的に風景づくりに取り組み、身近なところからの風景づくりを展開していくことが求められています。また、県民一人ひとりの風景への思いや心掛けならびに日頃からの取り組みが、地域における風景づくりの基礎となります。

また、事業者や土地所有者等は、事業活動および土地利用により湖国の風景づくりを進める主役です。事業活動等に当たっては、地域の風景に配慮するとともに、積極的に良好な風景づくりに努めるとともに地域住民の風景づくり活動や行政が行う風景づくりを支援していくことが求められています。

市民の自主的な団体であるNPOや市民活動団体も、柔軟で迅速な取り組みができるという特性を活かして、風景づくりの主役として期待されています。

- 日々の生活の中で地域や風景に関心と愛着を持ち、地域の特性を活かした風景づくりに参画します。
- 近隣景観形成協定などを活用し、町内会や自治会などで地域の風景づくりに取り組み、身近な公園や河川、住宅地の美化活動への参画や協力をします。
- 周辺の風景に調和した建築物の色彩、意匠など、自らの家屋や生活空間についても地域全体の風景や環境に配慮するなど、一人ひとりがそれぞれの立場でできることを実施します。
- 市町、県が実施する風景づくりに積極的に協力や支援をします。
- 事業者は湖国の風景づくりに寄与するよう努めます。
- NPOや専門家とともに風景づくりに取り組みます。

2

市町の役割

市町は住民と協力して個性ある地域の風景づくりに取り組む主体となります。特に景観法の制定に伴い、基礎的自治体である市町の役割がより一層重要なものとして位置づけられたところです。また、地域と地域をつなぎ、広域的な湖国の風景づくりを県とともに推進する主体でもあります。そのため、積極的に住民や県などの関係機関と協力し、地域の实情にあった湖国の風景づくりを推進していくことが求められています。

- ひろがりとつながりの風景に配慮するとともに、住民と協働して市町の特성에応じた風景づくりを進めます。
- さらに一層風景づくりを進めるため景観行政団体となり、景観計画を策定するとともに必要に応じて景観農業振興地域整備計画を活用するよう努めます。
- 地域における住民や事業者等が進める風景づくりへの協力や支援を行います。
- 県や他の市町と連携し、湖国の調和の取れた風景づくりを推進します。
- 美しく個性ある地域の風景づくりを進めるため、各種都市計画制度や屋外広告物規制等を活用するとともに、景観阻害要因（周囲と調和しない広告物や電線等）についても改善を図るよう努めます。
- 地域における人材育成やネットワークの形成を推進します。
- 地域に調和した風景づくりの模範として、風景に配慮した公共事業を実施します。

3

県の役割

県は湖国の風景づくりの広域的な方針を策定し、市町など関係団体と協力して、ふるさと滋賀の美しい風景づくりを進めることが求められています。

- 湖国の風景づくりの目標と基本的方向を示し、長期的、広域的な視点からの方向付けを行います。
- ひろがりとつながりのある風景づくりの視点から、県および市町間の連絡調整を行います。
- 市町が景観行政団体となることを後押しします。
- 風景条例での取り組み実績をふまえ、市町への技術的な支援や助言を行います。
- 「風景条例」での取り組みを継続するとともに景観行政団体となった市町以外の区域において「景観法」に基づく景観計画を策定し、市町と連携して風景づくりを推進します。
- 美しい湖国の風景づくりを進めるため、各種都市計画制度や屋外広告物規制等を活用するとともに、景観阻害要因（周囲と調和しない広告物や電線等）についても改善を図るよう努めます。
- 風景づくりのための人材育成、ネットワークの形成、県内外の情報収集や発信を行います。
- 地域に調和した風景づくりの模範として、風景に配慮した公共事業を実施します。



第5章 湖国風景づくり宣言の実現に向けて

県は「景観法」の制定と「風景条例」に基づくこれまでの取り組みの成果を踏まえ、さらに積極的に風景づくりを推進するため、「風景条例」に基づく「大規模建築物等の届出制度」や「近隣景観形成協定制度」などの「景観法」には規定されていない風景条例独自の取り組みを継承するとともに、市町が景観行政団体となるまでの間は、県が「景観法」の枠組みを活用して当該区域の風景づくりが進められるよう「風景条例」を改正し、「風景条例」と「景観法」の強みを最大限に活かした取り組みを推進することとします。

また、「景観法」においては市町の役割が一層重要なものとして位置づけられたところであり、風景づくりに向けた取り組みが十分な成果を上げるためには、各地域住民の理解と協力を得つつ、地域毎の特色を生かした取り組みを推進することが重要です。こうした観点から県内のできるだけ多くの市町が「景観法」に基づく景観行政団体となり、風景づくりに向けた取り組みを進めることが求められており、県としてもその取り組みをさらに後押しすることとします。

さらに、県民、市町、県が協働して、「湖国風景づくり宣言」を実現していくために必要な取り組みを次のとおりまとめます。

1

県民と行政との協働

「湖国風景づくり宣言」を実現するためには、県民の参画による身近な風景づくりが重要となります。宣言に定めた基本的な方向性を基本に、県民と行政との協働による魅力的な湖国の風景づくりを行っていく必要があります。

2

県民相互の連携

「湖国風景づくり宣言」を実現するためには、身近な風景づくりを積極的に行っていくことが重要です。住民間においては協定制度などを活用し、できること、やれることから積極的に湖国の風景づくりに参画していく必要があります。

3

景観行政団体の連携

「景観法」による景観行政団体は、「湖国風景づくり宣言」に定めた基本目標の実現のために、県土全体の風景づくりの推進を協議する場を設置して、湖国の総合的、広域的な風景づくりを推進する必要があります

4

風景づくりへの意識の向上

湖国の魅力ある風景を守り育て、継承していくためには、県民、事業者、行政などが風景づくりに関心と意欲、自覚を持ち、それぞれの立場でできること、なすべきことをパートナーシップに基づく協働により実践していくことが必要です。このため風景づくりへの意識の向上を図っていく必要があります。

5

公共事業の優先した取り組み

公共事業は、湖国の風景づくりの先駆的な役割を担うと共に、その規模の大きさ等から地域の風景に大きな影響を与えます。このため公共事業においては、「湖国風景づくり宣言」の基本目標に向けた優先した取り組みを推進することはもとより、地域住民などの意見に十分配慮し地域の歴史や文化、風土などの特性を最大限配慮するなど、地域の風景資産となるような公共施設とすることが重要です。

1 県内の風景マップ

ここでは滋賀県の風景の特色であるひろがりとながりの風景、そして地域らしさの風景毎に特徴的なところの写真を地図上に記載します。

■ ひろがりの風景 — 琵琶湖の風景・水辺の風景 —





■ ひろがりの風景 — 山並みの風景・田園の風景 —



● 高島市の田園



● 伊吹山



● 比叡山



● 東近江市の田園



● 耕向山



● 三上山



● 韋王町の田園



- 山並みの風景
- 田園の風景

■ つながりの風景 — 歴史街道の風景・沿道の風景・河川の風景 —



- 歴史街道の風景
- 沿道の風景
- 河川の風景

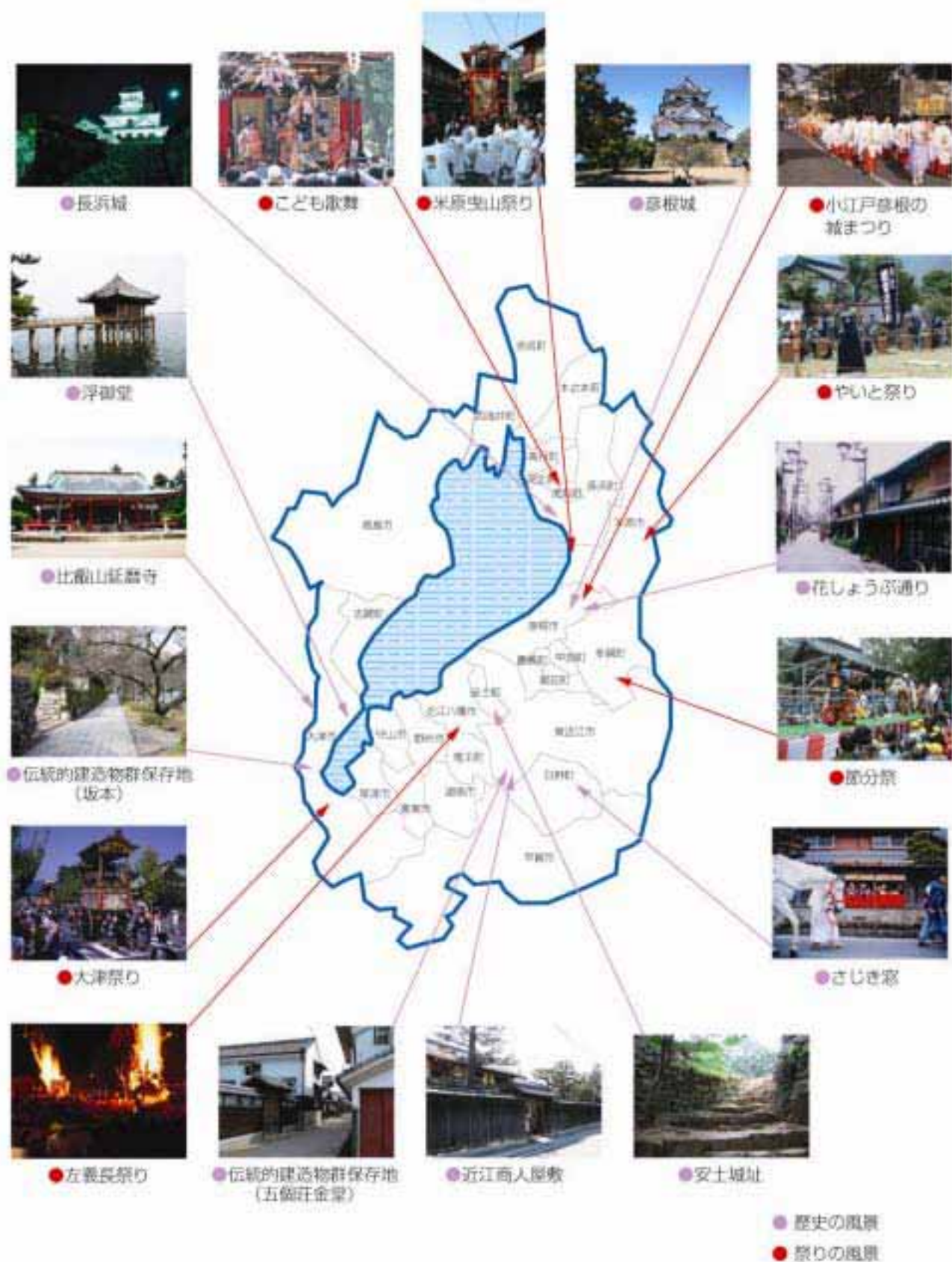


■ 地域らしさの風景 — 集落の風景・里地・里山の風景・まちの風景 —



- 集落の風景
- 里地・里山の風景
- まちの風景

■ 地域らしさの風景 — 歴史の風景・祭りの風景 —





2 「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」(風景条例)の概要

1 風景条例の仕組み

県土の景観形成に関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、必要な地域の指定を行い、開発行為に対する指導を行うことにより、美しいふるさと滋賀の風景を守り育てることを目的とする。

■ 大切な地域や地区の指定による景観対策の推進

琵琶湖とその湖辺、主要な道路や河川とその湖辺を対象として地域や地区を指定し、風景を守り育てるための基本計画と基準を定めるとともに、家を建てたり開発行為をするときには届出をさせていただき、景観形成基準に基づき指導や助言を行います。

琵琶湖景観形成地域	沿道景観形成地区	河川景観形成地区
<p>琵琶湖・内湖とその湖辺地域を指定（特に風景の優れたところや水辺に近いところは、琵琶湖景観形成特別地区として指定）</p> <p>景観影響調査 琵琶湖の風景は特に大切であることから、琵琶湖景観形成地域内（用途地域等を除く）で大規模建築物等を建てようとするときは、事前に景観への影響を調査していただく必要があります。</p>	<p>・国道307号（甲賀市～彦根市） ・国道365号（高月町～米原市） ・主要地方道大津能登川長浜線（栗東市～米原市）</p> <p>※指定地域内において、届出が必要な行為 ① 建築物等の新築等 ② 建築物等の外観の模様替えまたは色彩の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 屋外における物品の集積または貯蔵 ⑤ 墓物の掘採または土石の類の採取 ⑥ 水溜の埋立てまたは干拓 ⑦ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更</p>	<p>・青川（彦根市～多賀町） ・安曇川（高島市） ・錦川（長浜市） ・仙川（甲賀市） ・宇賀川（東近江市～愛宕町）</p> <p>◆行為者の責務 景観形成基準の遵守 ◆指導・助言 建築物等が景観形成上支障があるときは、景観形成基準に基づき、指導、助言。 ◆勧告 建築物等が景観形成上著しく支障があるときは、中止等を勧告</p>

■ 大きな建物や工作物に対する景観対策の推進

大規模建築物等	行為者の責務
<p>大きな建物や工作物はまわりの景観に大きな影響を与えることから、指定地域外（自然公園や景致地区等を除く県内全域）においても、届出が必要です。</p> <p>※届出が必要な大規模建築物等 ・高さ13mあるいは4階以上の建物 ・高さ13m以上の工作物</p> <p>※届出が必要な行為 大規模建築物等の新築、増築、外観の模様替えまたは色彩の変更</p>	<p>◆行為者の責務 指導基準の遵守 ◆指導・助言 建築物等が景観形成上支障があるときは、指導基準に基づき指導、助言。 ◆勧告 建築物等が景観形成上著しく支障があるときは、中止を勧告</p>

■ 県民の自主的なまちづくりによる景観対策の推進

近隣景観形成協定制度	協定の内容
<p>自治会や町内会などを単位として、建物の形態、意匠、色彩や緑化、樹木の保全など、地域の風景を守り育てていくための取り決めを自主的に結んでいただき、知事が認定します。</p>	<p>・名称、目的、区域 ・建物の形態や意匠など風景を守る行為 ・有効期間 協定地区数 78地区（平成18年3月現在）</p>

■ 市町村による地域の特性を生かした景観対策の推進

<p>湖国の風景を守り育てるためには、市町において地域の特性を生かし、実情に応じた取り組みを進めていくことが大切です。</p>	<p>景観に関する基本方針の策定状況 全市町 景観に関する条例の制定 大津市、彦根市、近江八幡市、甲賀市（旧土山町）、安土町、米原市（旧山梨町）、高島市（旧マキノ町）</p>
---	---

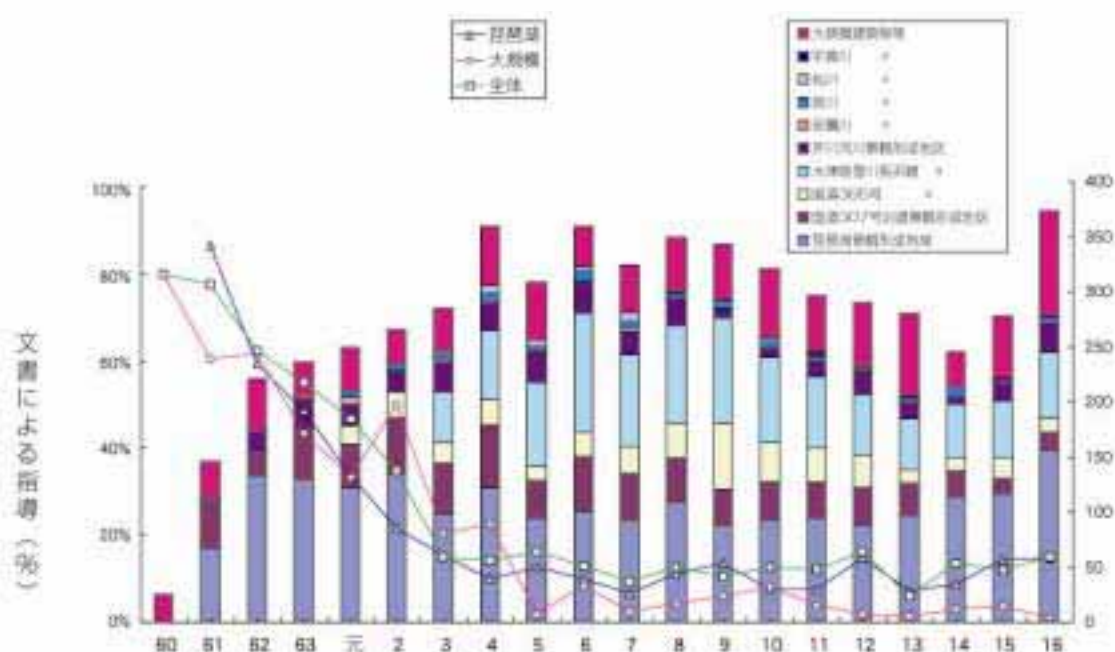
2 風景条例の主なあゆみ

年 月 日	項 目
昭和59年 7月14日	■ 風景条例の制定
昭和59年 7月19日	■ 風景条例の公布
昭和60年 1月10日	■ 風景条例施行規則公布
昭和60年 6月19日	大規模建築物指導基準を告示
昭和60年 7月 1日	■ 風景条例施行
昭和61年 8月25日	琵琶湖景観形成地域を指定
昭和62年 2月 2日	国道307号沿道景観形成地区を指定 芹川河川景観形成地区を指定
昭和63年 2月17日	国道307号沿道景観形成地区の拡張 安曇川河川景観形成地区を指定
平成 1年 3月 8日	国道365号沿道景観形成地区を指定 姉川河川景観形成地区を指定
平成 3年 8月 5日	大津能登川長浜線沿道景観形成地区を指定 柚川河川景観形成地区を指定
平成 5年 8月 5日	大津能登川長浜線沿道景観形成地区の拡張
平成 7年 8月 4日	宇曾川河川景観形成地区を指定
平成 9年 3月31日	■ 風景条例の一部改正 (主な改正内容：景観指針の策定、琵琶湖景観 形成地域の指定対象に内湖を加える)
平成11年 5月 1日	琵琶湖景観形成地域の区域、基本計画等の変更 大規模建築物指導基準の変更
平成12年 3月29日	■ 風景条例の一部改正 (主な改正内容：地方分離推進の関係)
平成12年 5月 1日	各河川景観形成地区の基本計画等の変更
平成13年10月12日	■ 風景条例の一部改正 (主な改正内容：景観影響調査を制度化)

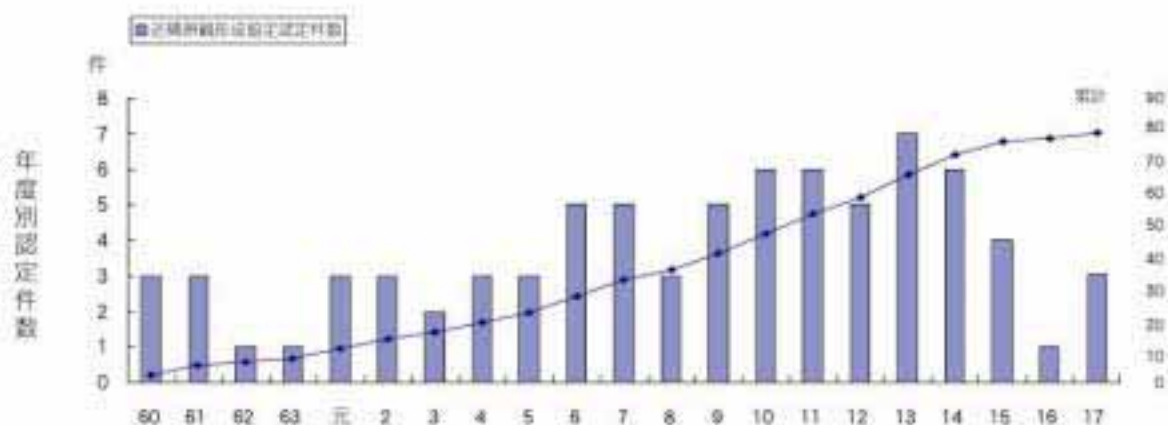


3 風景条例の年度別届出件数と文書指導率

	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
景観条例制定地域		67	133	130	122	135	89	122	95	101	92	109	88	92	95	88	97	114	117	156	2052
国設207号景観条例制定地域		44	21	48	40	51	45	57	34	50	43	40	33	36	32	34	29	23	14	16	688
国設365号					18	23	20	23	13	21	24	32	59	36	31	30	12	13	18	13	394
大津湖沿岸景観条例							45	63	76	108	84	88	96	7	65	55	47	48	52	60	964
丹波川(山崎編)制定地域		2	30	25	20	19	27	25	27	25	21	25	7	8	16	20	14	7	17	28	359
安曇川				4	6	1	3	2	2	1	3	0	2	1	2	1	2	0	0	0	30
船川					6	5	4	7	4	10	7	3	6	5	3	1	3	8	2	4	78
船川							3	7	5	3	7	1	0	3	1	2	0	0	0	0	32
宇賀川												2	1	1	1	2	1	0	1	1	10
大府湖建設条例		29	33	47	30	39	39	53	53	35	43	49	51	62	51	57	75	32	57	95	865
合計		25	148	221	236	249	268	285	309	308	324	330	343	321	297	290	280	245	278	374	5452



4 近隣景観形成協定認定件数



5 近隣景観形成協定認定地区一覧表（平成18年3月1日現在）

協定締結地区名					
1	高月町雨森	27	近江八幡市駅前商店街	53	八日市市川合寺自治会
2	愛東町市ヶ原	28	びわ町益田	54	安土町東老蘇
3	彦根市野良田町	29	近江八幡市野田町	55	中主町安治
4	草津市桜ヶ丘町	30	近江八幡市北津田町	56	中主町小比江
5	豊郷町八町	31	近江八幡市加茂町	57	高月町東阿閉
6	彦根市彦根銀座商店街	32	守山市今浜町	58	甲良町下之郷
7	長浜市今町	33	近江八幡市牧町	59	八日市市三津屋自治会
8	近江八幡市八幡堀	34	甲良町尼子	60	伊吹町大清水
9	愛知川町豊満	35	栗東市北中小路	61	草津市志那町吉田
10	長浜市今川町	36	甲良町池寺	62	中主町西河原
11	大津市伊香立生津町	37	安曇川町川島	63	中主町虫生
12	近江八幡市浅小井町	38	安土町中屋	64	中主町比留田
13	近江八幡市繁栄会	39	西浅井町黒山	65	八日市市小椋町今里自治会
14	長浜市北園街道町衆の会	40	湖北町海老江	66	八日市市榮原南町自治会
15	近江八幡市大中町	41	伊吹町春照	67	守山市中山道守山宿
16	近江八幡市長田町	42	草津市大宮町	68	中主町木部
17	びわ町下八木	43	守山市笠原	69	中主町吉地
18	近江八幡市金剛寺町	44	近江八幡市馬淵町岩倉	70	甲良町在土
19	近江八幡市池田本町	45	多賀町南後谷	71	高月町渡岸寺
20	近江八幡市長福寺町	46	多賀町多賀	72	甲良町正楽寺
21	土山町鮎河東野	47	栗東市十里	73	八日市市池田町自治会
22	彦根市巡礼街道商店街	48	近江八幡市倉橋部町	74	中主町菟蒲
23	長浜市元浜町	49	安土町大中	75	伊吹町大久保
24	西浅井町集福寺	50	西浅井町山門	76	長浜市やわた夢生小路
25	びわ町南浜	51	八日市市金屋総自治会	77	近江八幡市中小森町
26	石部町東寺	52	中主町吉川	78	甲良町北落

※認定時の市町村名による。



3 景観法の概要

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化

景観行政団体（原則市町村*）による景観計画の作成

- * 景観行政団体
- ① 政令指定都市、中核市は自動的
 - ② その他の市町村は都道府県との協議・同意による
 - ③ ①、② 以外の地域は都道府県
- ・住民やNPO法人による提案が可能（土地所有者等の3分の2以上の同意が必要）

景観計画の区域（都市計画区域外でも指定可能。）

- ・建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- ・建築物・工作物のデザイン、色彩については、条例で変更命令が可能（高さ等については変更命令不可）（違反した場合は、代執行、罰則で担保）
- ・「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例

景観協定

住民合意（全員合意）によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

- 協定事項（例）
 - ・建築物のデザイン、色彩、規模、用途等に関する事項 等

「商店街での取り組みイメージ」



景観重要建造物

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

- ・現状変更について許可が必要
- ・不許可の場合は損失補償
- ・相続税の適正評価（国税庁と調整中）

「イメージ」



景観地区（都市計画）又は準景観地区

- より積極的に景観形成を図る地区を指定

- ・必須事項：デザイン、色彩の制限
- ・選択事項：高さ、壁面の位置、敷地面積の制限

- 建築物や工作物の高さ、敷地面積、デザイン、色彩についての初めての総合規制

- ・デザイン、色彩について「認定制度」の創設（違反した場合は、代執行、罰則で担保）
- ・建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積については建築確認で担保

- 廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能

「まちなみイメージ」



規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

4 景観法と風景条例の違い

■ 景観法と風景条例との主な相違点

景 観 法

趣旨、観点	各地域毎に特色ある景観形成の推進
景観行政の主体	① 政令指定都市、中核市 ② 知事と協議をし、その同意を得た市町村 ③ ①、② 以外の地域は都道府県
地域指定および計画の策定	○景観計画に基づき区域を指定
指定地域内での届出行為	○建築物、工作物等の新・増・改築、外観の変更、色彩の変更、開発行為 ○条例で届出対象（木竹の伐採、物品の集積、土石の採取、水面の埋立等）を別に定められる
景観上好ましくない届出内容に対する指導	○勧告を行うことができる ○条例で変更命令までも可能（罰則あり）
道路、河川等における景観対策	○「景観重要公共施設」（良好な景観の形成に重要な道路、河川等）については、景観計画に即して整備を行わなければならないこと、また、道路法、河川法等の許可基準に景観面からの基準を追加できることを規定
住民の自主的なルールづくり	○景観協定（色、デザイン、看板等の事柄をお互いに取り決める） ・締結には全員同意が必要 ・対象地域は景観計画区域内のみ ・景観行政団体の長が認定
審議会の位置づけ	○都市計画審議会（景観計画を策定する場合、意見を聞かなければならない） ○条例で景観審議会を位置づけることもできる
景観形成の基本目標	
指定地域外での規制誘導	
景観アセスメント	
景観上重要な建物、樹木の指定	○景観重要建築物・樹木の指定（景観計画区域で、景観行政団体が指定すれば、所有者に管理義務が発生。現状変更については、許可が必要） ○建築基準法等の緩和措置あり ○相続税の特例あり
住民の取組の支援機関	○景観整備機構（NPOや公益法人）を指定 ・専門家の派遣、情報提供 ・景観重要建築物の管理
農業振興地域の景観保全	○景観農業振興地域整備計画の策定 ・景観行政団体の市町が策定 ・農地法の特例
自然公園区域内での規制	○景観計画で定めれば、自然公園区域での建築許可に基準の上乗せが可能
協議会の位置づけ	○景観協議会 行政、住民、管理者等が景観計画区域内でのルールづくりを行う
より積極的に景観形成を図るための地域指定	○景観地区 市町村（景観行政団体以外も可能）は都市計画法により、都市計画区域または準都市計画区域内に、より積極的に景観形成を図る必要がある景観地区を指定できる

景観法と風景条例とが重なる部分

風景条例の独自部分

景観法の独自部分



風景条例

県土全体で調和のとれた広域的な景観形成の推進

県

- 琵琶湖景観形成地域、沿道・河川景観形成地区を定める
・基本計画、区域、景観形成基準、公共技術指針を定める
- 建築物、工作物等の新・増・改装、外観の変更、色彩の変更
○ 木竹の伐採、物品の集積、土石の採取、水面の埋立、宅地の造成等
- 指導、助言を行うことができる
○ 支障のある場合は勧告も可能（罰則なし）
○ 変更命令については規定なし
- 公共事業または公共施設の建設等にあたっての公共技術指針の遵守義務
- 近隣景観形成協定（色、デザイン、看板等の事柄をお互いに取り決める）
・締結には2/3以上の同意が必要
・対象地域は県内全域
・知事が認定
- 景観審議会（景観形成地域の指定、勧告などの場合、意見を聞かなければならない）
- 景観指針
県、県民が実施する景観形成に関する施策の指針を策定
- 大規模建築物等の届出
県全域を対象に、大きな建物を建築する時に届出を義務づけ
- 景観影響調査
琵琶湖景観形成地域内での大規模建築物の届出の際、景観アセスメントを義務づけ

5 湖国の風景のうつりかわり

■ ひろがりの風景

① 大津上空（滋賀県大津市におの浜上空）

昔 昭和44年



中島省三撮影/琵琶湖博物館収蔵

今 平成9年5月28日



中島省三撮影/琵琶湖博物館収蔵

■ つながりの風景

② 名神高速道路（滋賀県大津市湖城が丘上空）

昔 昭和36年5月6日



高野隆典撮影/琵琶湖博物館収蔵

今 平成9年5月28日



中島省三撮影/琵琶湖博物館収蔵

③ 江若鉄道（滋賀県旧高島町鶴川）

昔 昭和44年10月31



高野隆典撮影/琵琶湖博物館収蔵

今 平成9年6月7日



古谷桂徳撮影/琵琶湖博物館収蔵

④ 野洲川（滋賀県旧水口町水口）

昔 昭和25年頃



田中三郎撮影/琵琶湖博物館収蔵

今 平成12年8月10日



古谷桂徳撮影/琵琶湖博物館収蔵



⑤ 湖岸道路（滋賀県大津市打出浜）

昔 昭和32年8月27日



前野隆資撮影/琵琶湖博物館収蔵

今 平成9年5月5日



古谷桂信撮影/琵琶湖博物館収蔵

■ 地域らしさの風景

⑥ さん橋の朝（滋賀県近江八幡市沖島町）

昔 昭和31年8月5日



前野隆資撮影/琵琶湖博物館収蔵

今 平成9年8月12日



古谷桂信撮影/琵琶湖博物館収蔵

⑦ 養魚場の藻取り場（滋賀県草津市下物町）

昔 昭和36年頃



酒井純治郎撮影/琵琶湖博物館収蔵

今 平成9年7月25日



古谷桂信撮影/琵琶湖博物館収蔵

⑧ なりわいからレジャーへ（滋賀県近江八幡市沖島町）

昔 昭和31年8月4日



前野隆資撮影/琵琶湖博物館収蔵

今 平成9年8月4日



古谷桂信撮影/琵琶湖博物館収蔵

⑨ 洗い場（滋賀県旧マキノ町海津）

昔

撮影年月日不詳



石井田島二撮影/今津町教育委員会收藏

今

平成9年6月24日



古谷桂徳撮影/琵琶湖博物館收藏

⑩ 海津の地曳網（滋賀県旧マキノ町海津）

昔

撮影年月日不詳



石井田島二撮影/今津町教育委員会收藏

今

平成12年8月10日



古谷桂徳撮影/琵琶湖博物館收藏

⑪ 水路（滋賀県守山市幸津川）

昔

昭和29年



藤村和夫撮影/琵琶湖博物館收藏

今

平成9年4月25日



古谷桂徳撮影/琵琶湖博物館收藏

⑫ 水路（滋賀県旧中主町吉川）

昔

昭和42年3月28日



船野隆資撮影/琵琶湖博物館收藏

今

平成9年1月28日



古谷桂徳撮影/琵琶湖博物館收藏



⑬ ドンベと丸子船（滋賀県旧湖北町尾上）

昔 昭和30年



前野隆寛撮影/琵琶湖博物館收藏

今 平成9年4月19日



古谷桂吾撮影/琵琶湖博物館收藏

⑭ 湖岸に暮らす（滋賀県旧マキノ町中庄）

昔 昭和35年10月27日



前野隆寛撮影/琵琶湖博物館收藏

今 平成9年6月7日



古谷桂吾撮影/琵琶湖博物館收藏

⑮ ハス漁をする人たち（滋賀県旧今津町浜分）

昔 昭和20年以前



石井田助二撮影/今津町教育委員会收藏

今 平成13年8月14日



古谷桂吾撮影/琵琶湖博物館收藏

⑯ 湖をおおう道路（滋賀県旧高島町勝野）

昔 大正末～昭和初期



高島町歴史資料館收藏

今 平成9年6月24日



古谷桂吾撮影/琵琶湖博物館收藏

⑰ 棚田 (滋賀県大津市仰木)

昔 昭和36年6月上旬



前野隆資撮影/琵琶湖博物館収蔵

今 平成9年5月28日



古谷桂信撮影/琵琶湖博物館収蔵

■ 写真位置図



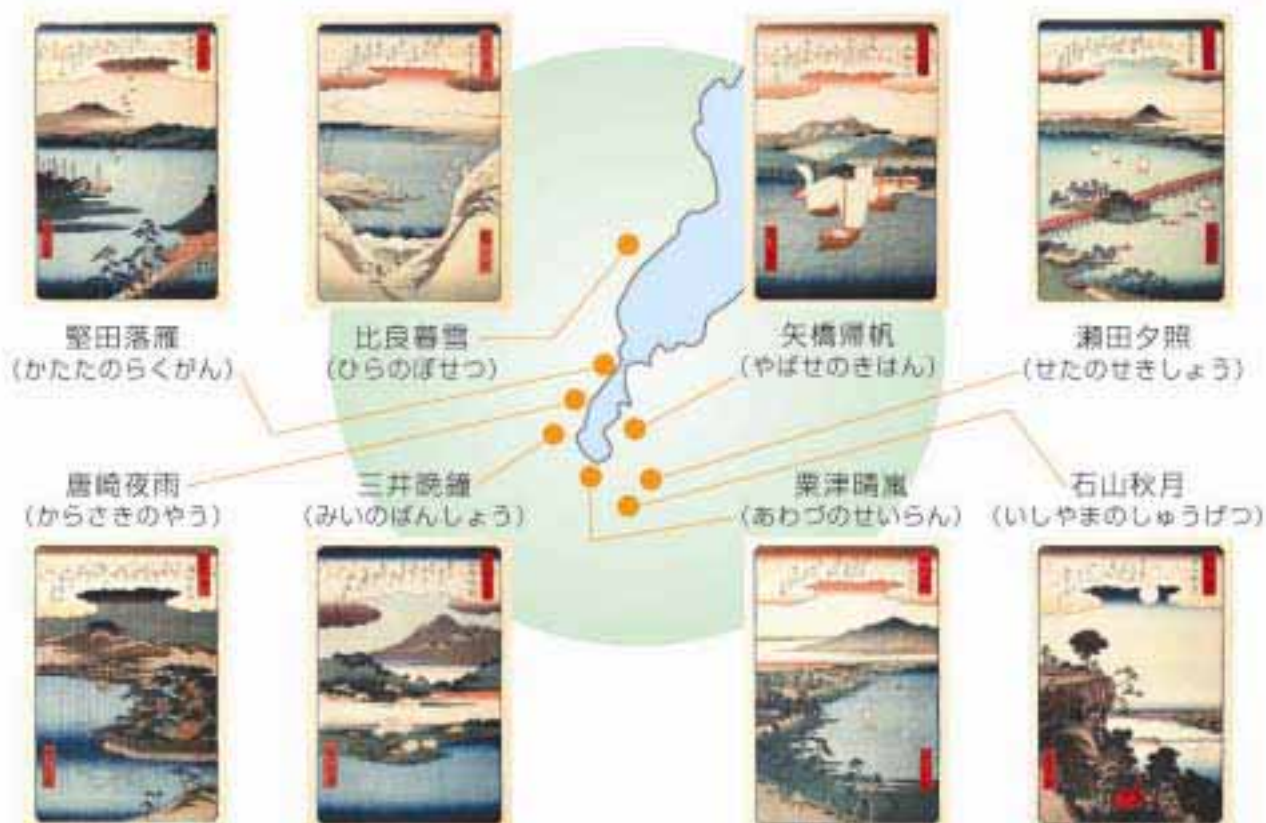
出典：滋賀県立琵琶湖博物館ホームページ

6 近江八景と琵琶湖八景

滋賀のシンボルである琵琶湖の美しい風景は「近江八景」や「琵琶湖八景」として、紹介されています。

近江八景

室町時代に関白近衛政家が選んだと伝えられています。
浮世絵師の安藤広重の風景画により広く知られるようになりました。



琵琶湖八景

琵琶湖の雄大さと変化に富んだ風景を広く紹介するため、昭和24年6月に選ばれました。



7 県民意識調査結果

県政モニターへのアンケート調査結果

このアンケート調査結果は滋賀の風景について今後の県や市町の景観行政を進める上で参考にするために実施したものをまとめたものです。(調査時期 平成17年8月)

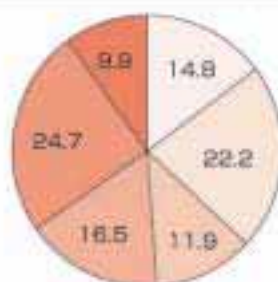
(1) 回答者数

性別	回答者数	構成割合(%)
男	121	49.8
女	122	50.2
不明	-	-
合計	243	100.0



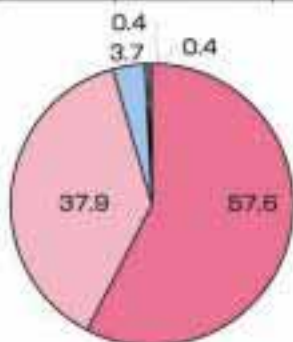
(2) 回答者数の年齢

年齢	回答者数	構成割合(%)
20代	36	14.8
30代	54	22.2
40代	29	11.9
50代	40	16.5
60代	60	24.7
70歳以上	24	9.9
不明	-	-
合計	243	100.0



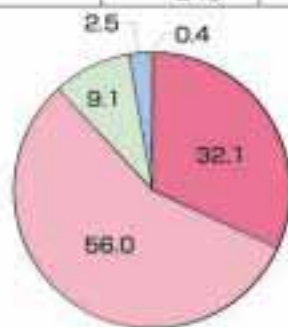
(3) あなたは、滋賀の風景について関心がありますか。

カテゴリ	回答者数	構成割合(%)
非常に関心がある	140	57.6
少し関心がある	82	37.9
あまり関心はない	9	3.7
全く関心はない	1	0.4
不明	1	0.4
合計	243	100.0

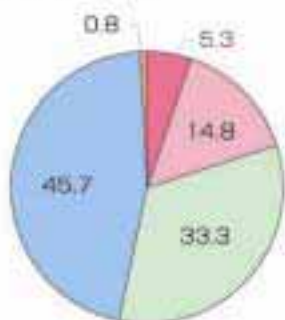


(4) 滋賀の風景について、全般的にどのような印象をお持ちですか。

カテゴリ	回答者数	構成割合(%)
よい	78	32.1
まあ良い	136	56.0
どちらともいえない	22	9.1
あまり良くない	6	2.5
悪い	-	-
不明	1	0.4
合計	243	100.0



(5) 滋賀県では、昭和59年より「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」いわゆる「風景条例」を制定して県土の景観対策をすすめてきましたが、平成16年6月には景観に関する総合的な法律である「景観法」が新たに制定されました。あなたはこの「景観法」のことをご存じですか。

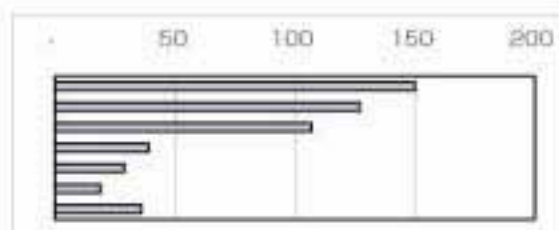


カテゴリ	回答者数	構成割合(%)
内容もよく知っている	13	5.3
内容を少しだけ知っている	38	14.8
内容は知らないが法律があることは知っている	81	33.3
全く知らない	111	45.7
不明	2	0.8
合計	243	100.0



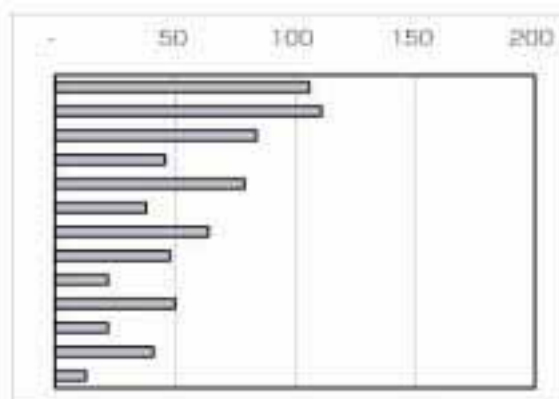
(6) あなたやご家族は、お住まいとその周辺の風景をより良くしていくために、どのようなことをされていますか。(複数回答可)

カテゴリ	回答者数	構成割合(%)
家の周辺の道路や溝などの清掃を行っている	150	61.7
庭辺や玄関口を鉢植えやフーフーポットなどで飾っている	127	52.3
家の周りに生活を作ったり、庭木を植えるなどしている	107	44.0
地域の人々と協力してまちの風景を良くする活動を行っている	39	16.0
建物の屋根や壁など、外観に工夫している	29	11.9
その他	19	7.8
特に何もしていない	36	14.8
不明	1	0.4
合計	243	100.0



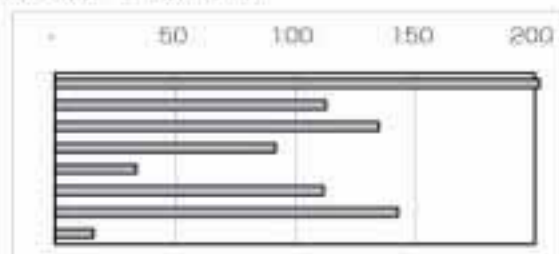
(7) あなたのお住まいの周辺で、「まち」の良さや「まち」の美しさを壊していると思われるものはありますか。(複数回答可)

カテゴリ	回答者数	構成割合(%)
汚れた溝や川	106	43.8
放置された自転車や違法駐車	111	45.7
管理の行き届いていない公園や広場	84	34.6
歩道や街路樹のない通り	46	18.9
乱立する電柱や張り巡らされた電線	79	32.5
雑然とした個性のない街並み	38	15.6
看板やポスターが目立つ道路	64	26.3
色彩等が周辺景観と調和がとれていない建築物等	48	19.8
美しくない歩道橋や高架道路	22	9.1
農地の中にある大きな野立て看板	50	20.6
高層建築物	22	9.1
その他	41	16.9
特になし	13	5.3
不明	11	4.5
合計	243	100.0



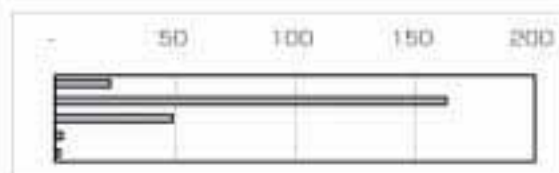
(8) 「滋賀らしい風景」で将来に残すべき風景とはどのような風景だと思いますか。(複数回答可)

カテゴリ	回答者数	構成割合(%)
琵琶湖が見える風景	202	83.1
田舎が広がる風景	113	46.5
伊吹山、比叡山などの山並みが背景に広がる風景	135	55.6
里山が広がる風景	92	37.9
集落が点在する風景	34	14.0
伝統的な建築物がある歴史風景	112	46.1
川、水郷など水がある風景	143	58.8
その他	16	6.6
不明	9	3.7
合計	243	100.0



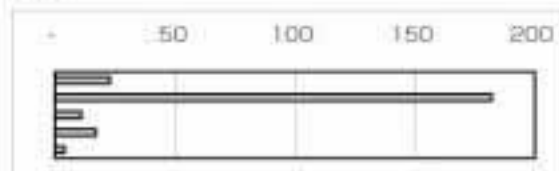
(9) 地域の美しいまちづくりを行っていくことについて、行政と住民の役割分担や協力に対しては、どのように考えますか。

カテゴリ	回答者数	構成割合(%)
行政が主導して行うべきである	23	9.5
行政と住民が協力しあって行うべきである	163	67.1
住民が主導して行政はそれをバックアップすべきである	49	20.2
わからない	3	1.2
その他	2	0.8
不明	3	1.2
合計	243	100.0



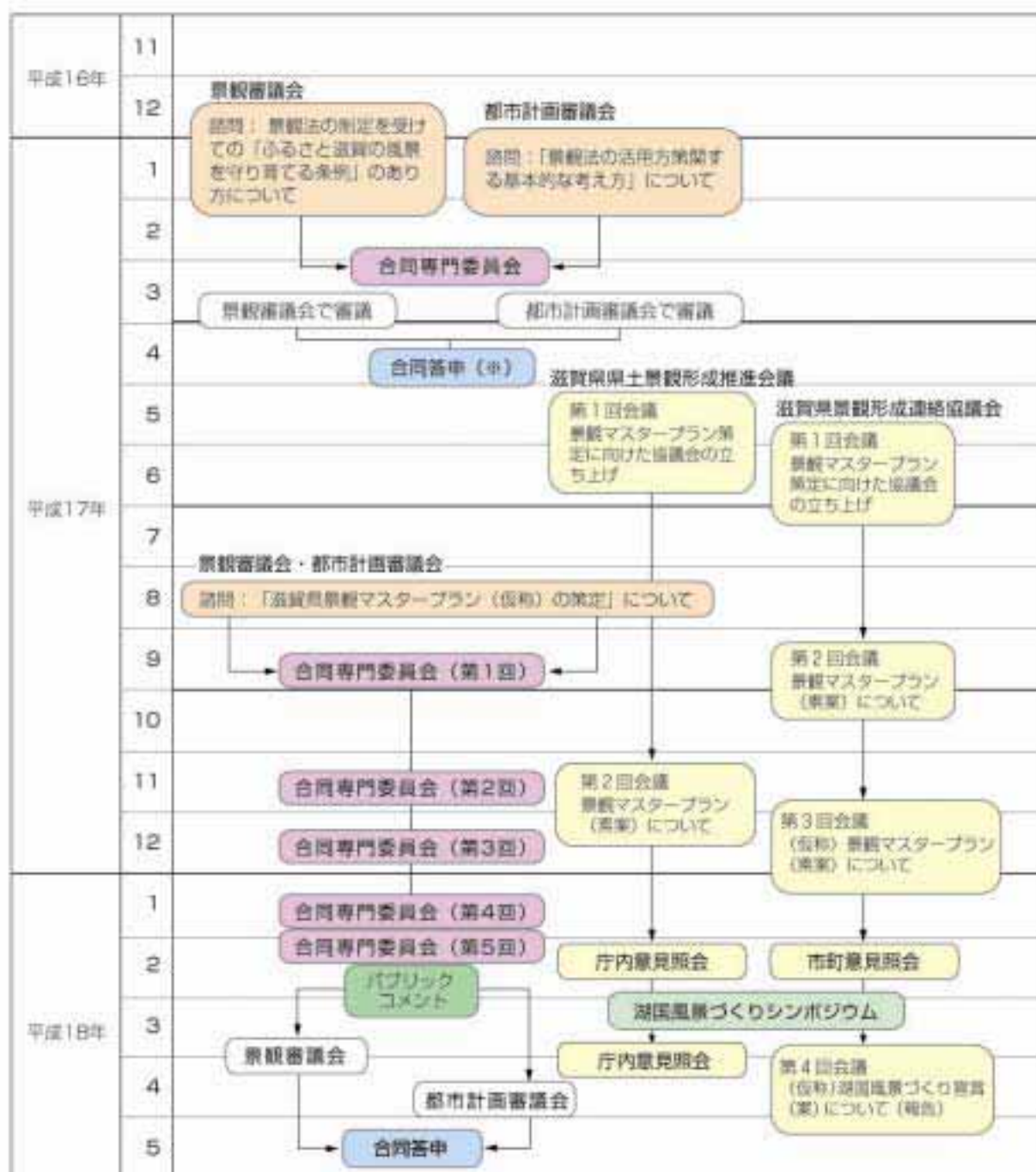
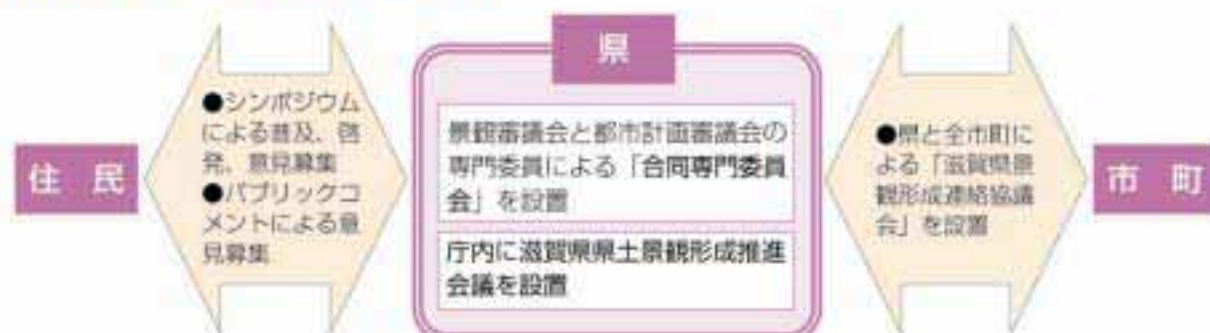
(10) まちの風景を良くしていくためには、例えば、建築物の高さ・デザインや広告物の設置などについて、ある程度制限されることも考えられますが、どのように考えますか。

カテゴリ	回答者数	構成割合(%)
個人の権利を制限していくことが望ましい	23	9.5
ある程度個人の権利が制限されることはやむを得ない	182	74.9
個人の権利は制限されるべきではない	11	4.5
わからない	17	7.0
その他	4	1.6
不明	6	2.5
合計	243	100.0



8 湖国風景づくり宣言策定体制と審議経過

■ 湖国風景づくり宣言策定体制



「湖国風景づくり宣言」策定



(※)

「景観法の制定を受けての「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」のありかたについて」 「景観法の活用方策に関する基本的な考え方について」

(第47回滋賀県景観審議会および第142回滋賀県都市計画審議会の合同答申概要)

検討経緯

平成16年12月21日	滋賀県景観審議会に対して「景観法の制定を受けての「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」のありかたについて」諮問
平成17年 1月28日	滋賀県都市計画審議会に対して「景観法の活用方策に関する基本的な考え方について」諮問
平成17年 3月 8日	滋賀県景観審議会、滋賀県都市計画審議会による合同専門委員会を設置・開催
平成17年 3月28日	滋賀県都市計画審議会において「景観法の活用方策に関する基本的な考え方について」(答申案)について審議
平成17年 3月30日	滋賀県景観審議会において「景観法の制定を受けての「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」のありかたについて」(答申案)について審議
平成17年 4月21日	滋賀県景観審議会・都市計画審議会より知事に対し合同答申

答申の主なポイント

■ 滋賀県固有の広域的な景観を守り育てるために県、市町の協働による取組の推進(マスタープランの策定)

滋賀固有の景観である琵琶湖周辺、街道、農村風景などの広域的な景観形成を保全し、修復し創造するため県の役割は重要である。このため市町との協働によるマスタープランの策定を進めること。

■ 地域の特色ある風景づくりは市町が主役(市町による景観形成の推進)

住民に身近な市町が景観形成の取組みを進められるよう後押しを行い、多くの市町が景観法を活用できる景観行政団体となるよう積極的に同意を行うこと。

■ 県による景観形成の取組みの強化(県の役割)

市町、住民などに対し、技術的助言や総合調整および支援が必要。また、風景条例と景観法とのそれぞれの強みを最大限に生かすこと。

具体的には次のとおり。

- 風景条例の景観形成地域・地区を景観法の景観計画区域へ移行を図ること。
- 近隣景観形成協定と景観協定は両制度を併存させること。
- 風景条例の独自部分である「大規模建築物等の届出制度」、「景観影響調査制度」は引き続き活用すること。
- 景観法の活用に伴う風景条例の見直しと共に景観法の委任条例も含めた新たな条例の制定を検討すること。

■ 合同専門委員会

「湖国風景づくり宣言」策定において、景観審議会と都市計画審議会の専門委員による「合同専門委員会」を立ち上げ審議した。

滋賀県景観審議会専門部会

氏 名	役 職
中野 迪代 (専門部会長)	岐阜女子大学名誉教授 (滋賀大学教育学部非常勤講師)
小 浦 久 子	大阪大学大学院助教授
澤 一 寛	(株)日本カラーテクノロジー研究所代表取締役
濱 崎 一 志	滋賀県立大学人間文化学部教授

滋賀県都市計画審議会専門委員会

氏 名	役 割
山 崎 一 眞 (専門委員会委員長) (合同専門委員会座長)	滋賀大学産業共同研究センター教授
山 崎 古 都 子	滋賀大学教育学部教授
西 居 咲 子	大津商工会議所女性会会長
宮 前 保 子	(株)スペースビジョン研究所取締役所長



滋賀県県土景観形成推進会議

(目的) うるおいと調和のとれた県土の景観を保全し、修復し、創造して美しい湖やまちを次代に伝え残していくため、滋賀県の景観形成についての総合的な施策を推進していくことを目的とする。

(所掌事務) (1) 県・景観マスタープランの立案に関すること。
(2) 県土全体の景観形成の推進に関すること。
(3) その他県土の景観形成について必要なこと。

(構成)	政策調整部	企画調整課長	農政水産部	農政課長
	琵琶湖環境部	水政課長		耕地課長
		下水道計画課長		農村振興課長
		下水道建設課長	土木交通部	道路課長
		林務緑政課長		河港課長
		森林保全課		砂防課長
		自然環境保全課長		都市計画課長
				住宅課長
			教育委員会	建築課長
				文化財保護課長

滋賀県景観形成連絡協議会

(目的) 景観法の制定に伴い、県内各行政団体間での景観形成の推進に関する基本的な方向性について検討および調整を行い、県土全体で調和のとれた風景を守り育てることを目的として、滋賀県景観形成連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務) (1) 県・景観マスタープランの立案に関すること。
(2) 県土全体の景観形成推進に関すること。
(3) 景観行政団体間等での連絡調整に関すること。

(構成)	—滋賀県委員—	
	琵琶湖環境部	自然環境保全課長
	土木交通部	都市計画課長
	—市町委員—	県内市町景観形成推進担当課長